



阿賀野市空家等対策計画

資料編

資料編目次

○空家等対策の推進に関する特別措置法	1
○空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則	7
○阿賀野市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例	8
○阿賀野市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例施行規則（抜粋）	11
○阿賀野市空き家・空き地バンク制度実施要綱（抜粋）	15
○阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金交付要綱（抜粋）	19
○阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例	23

○空家等対策の推進に関する特別措置法

平成二十六年十一月二十七日
法律第二百二十七号

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされて

いるもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置
その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければ
ならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置すること
ができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の
設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八
号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切
な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項
は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に
関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施
に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の
措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対
策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必
要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十
万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二
十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で
定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及
び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において
政令で定める日から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行
の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討
を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

平成二十七年四月二十二日
総務省国土交通省令第一号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第十四条第十一項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

空家等対策の推進に関する特別措置法第十四条第十一項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村（特別区を含む。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

附 則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年五月二十六日）から施行する。

○阿賀野市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例

平成26年3月27日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、市内において空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止し、又は管理不十分な状態の解消を促し、もって生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、空き家等の有効活用により定住の促進及び地域交流拠点の整備等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 空き家等 土地に定着する建物その他工作物及び立木（当該建物その他の工作物と同一敷地内にあるものに限る。）をいい、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態をいう。
 - ア 老朽化又は積雪、台風等の自然災害により倒壊するおそれがある状態又は建築資材等が飛散するおそれのある状態
 - イ 不特定の者の侵入等により火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態
 - ウ 周辺の住民へ迷惑を与えるおそれがある状態
- (3) 管理義務者 所有者、占有者、相続人、財産管理人その他の当該空き家等を管理すべき者をいう。
- (4) 市民等 市内に居住する者、市内に建物又は土地を有する者及び市内の事務所又は事業所に勤務する者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空き家等の管理義務者と当該空き家等が管理不全な状態にあることにより害を被るおそれがある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(空き家等の管理義務者の責務)

第4条 空き家等の管理義務者は、当該空き家等の敷地に所在する資材等の整理整頓を行うとともに、当該空き家等が管理不全な状態とならないよう適正な管理を行わなければならない。

(市民等の協力)

第5条 市民等は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

2 市民等は、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、空き家等の適

正な管理のために市が実施する施策に協力するものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、前条第1項の規定による情報提供があったとき又は適正な管理がされていない空き家等であると認められるときは、当該空き家等の管理義務者の所在、管理不全な状態の程度等を調査すること（以下「実態調査」という。）ができる。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査（以下「立入調査」という。）をさせることができる。この場合において、必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者を同行させ、意見を求めることができる。

2 立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(緊急安全処置)

第8条 市長は、空き家等が管理不全な状態で緊急を要すると認めるときは、その状態を回避するために必要な措置を執ることができる。

2 市長は、前項に規定する措置に要した費用を、当該管理義務者に対し請求することができる。

(助言、指導及び勧告)

第9条 市長は、実態調査又は立入調査により、空き家等が管理不十分な状態にあると認めるとき、又は管理不十分な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の管理義務者に対し、空き家等の適正な管理のために必要な措置について助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不十分な状態にあるときは、当該管理義務者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、管理義務者が前条第2項の規定による勧告に応じないとき、又は空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該管理義務者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第11条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、管理義務者が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 命令の対象である空き家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る管理義務者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第12条 市長は、第10条の規定による命令を受けた者が、これを履行しない場合において、他の手段によって履行させることが困難であり、かつ、現状のまま放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより代執行を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する措置に要した費用を当該管理義務者に対し請求することができる。

(空き家等の有効活用)

第13条 市長は、空き家等の有効活用を促すため、次の各号に掲げる場合に限り、必要な支援を行うことができる。

(1) 地域交流拠点として整備する場合

(2) 定住を促進する住宅として整備する場合

(3) その他市長が認める場合

(関係機関との連携)

第14条 市長は、空き家等が管理不全な状態で緊急を要する場合は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○阿賀野市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例施行規則
(抜粋)

平成26年3月31日

規則第17号

改正 平成28年3月22日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、阿賀野市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例(平成26年条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 条例第5条第1項の規定による情報提供については、空き家等に関する情報提供書(第1号様式)を市長に提出するほか、適宜の方法により行うことができる。

(立入調査)

第4条 条例第7条第1項の規定による立入調査は、市長が指定する職員が空き家等の敷地内に立ち入って調査を行うほか、適宜の方法により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定により立入調査を行う職員は、身分証明書(第2号様式)を携帯しなければならない。

(管理不全な状態の認定)

第5条 実態調査及び立入調査による空き家等の管理不全な状態の判定は、別表の管理不全な状態認定基準に基づき行うものとする。

2 管理不全な状態と認められた空き家等は、管理不全な状態認定リスト(第3号様式)及び管理不全な状態認定台帳(第4号様式)に記載するものとする。

(助言、指導及び勧告)

第6条 条例第9条第1項の規定による助言は、原則として口頭で行い、同項の規定による指導は、空き家等の適正管理に関する指導書(第5号様式)により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書(第6号様式)により行うものとする。

(命令)

第7条 条例第10条の規定による命令は、措置命令書(第7号様式)により

行うものとする。

(公表の方法)

第8条 条例第11条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 阿賀野市公告式条例（平成16年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) その他市長が必要と認める方法

(公表に対する意見)

第9条 市長は、条例第11条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、空き家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書（第8号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（第9号様式）により意見を述べなければならない。

(代執行)

第10条 条例第12条に規定する代執行は、管理義務者に対して相当の履行期限を定めた戒告書（第10号様式）を送付し、その期限までに条例第10条の規定による命令を履行しない管理義務者に対し、代執行令書（第11号様式）により通知して行うものとする。

- 2 代執行に当たっては、執行責任者が立ち会うものとし、執行責任者は、行政代執行責任者証（第12号様式）を携帯し、管理義務者又はその関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(阿賀野市管理不全な空き家等調査検討会)

第11条 空き家等の管理不十分な状態が周辺地域に及ぼす影響を調査し、調査結果に基づいた総合的な対応方針等を検討するため、阿賀野市管理不全な空き家等調査検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- 2 検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第28号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の阿賀野市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の阿賀野市個人情報保護条例施行規則、第5条の規定による改正前の阿賀野市税条例施行規則、第6条の規定による改正前の阿賀野市入湯税条例施行規則、第7条の規定による改正前の阿賀野市国民健康保険税条例施行規則、第8条の規定による改正前の阿賀野市児童手当事務取扱規則、第9条の規定による改正前の阿賀野市老人医療費助成に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の阿賀野市老人医療事務取扱細則、第11条の規定による改正前の阿賀野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第12条の規定による改正前の阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則、第13条の規定による改正前の阿賀野市道路工事承認規則、第14条の規定による改正前の阿賀野市道路占用規則、第15条の規定による改正前の阿賀野市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例施行規則及び第16条の規定による改正前の阿賀野市火災予防条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第5条関係）

管理不全な状態認定基準

各項目に該当するものが1つ以上あるものを管理不全な状態と認定する

認定区分	認定項目	認定内容	評点
1 構造一般の程度	(1) 基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
	(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25
2 構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ハ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100
	(2) 外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15
		ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	(3) 屋根	イ 屋根ぶき材の一部に剥落又ははずれがあり、雨もりのあるもの	15
		ロ 屋根ぶき材に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25
		ハ 屋根が著しく変形したもの	50
	3 防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの
ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			20
	(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10
4 排水設備	(1) 雨水	雨樋がないもの	10
5 周辺への影響の程度	(1) 敷地	敷地内に繁茂した雑草、枯草、雑木若しくは投棄された廃棄物等があるもの	0
	(2) 落雪	屋根雪の落雪による周辺の建物や人に影響があるもの	0

※同表の評点の合計が100点以上のものを老朽危険建物であるものとする。

○阿賀野市空き家・空き地バンク制度実施要綱（抜粋）

平成25年12月3日

告示第207号

改正 平成28年2月23日

告示第29号

（趣旨）

第1条 この告示は、市内の空き家・空き地の有効活用を通して、市民及び市外居住者の定住促進による人口増加と地域の活性化を図るために実施する阿賀野市空き家・空き地バンク制度について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその土地をいう。
- (2) 空き地 住宅、店舗等の建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定のものを含む。）をいう。
- (3) 所有者等 空き家・空き地について所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者 阿賀野市空き家・空き地バンク登録台帳（以下「空き家・空き地台帳」という。）に登録された空き家・空き地の情報の利用を希望する者をいう。
- (5) 空き家・空き地バンク 空き家・空き地の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより、当該空き家・空き地の情報を登録し、利用希望者に対して情報を提供する制度をいう。

（適用上の注意）

第3条 この告示は、空き家・空き地バンク以外による空き家・空き地の取引を妨げるものではない。

（空き家・空き地の登録申込み）

第4条 空き家・空き地バンクへの空き家・空き地の登録を希望する所有者等は、阿賀野市空き家・空き地バンク登録申込書（第1号様式）により市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を精査し、必要に応じて行う現地調査等により、登録することが適当と認めた場合は、当該空き家・空き地に関する情報を空き家・空き地台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、阿賀野市空き家・空き地バンク登録（変更）完了通知書（第2号様式）により所有者等に通知するものとする。

（登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「空き家・空き地登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、阿賀野市空き家・空き地バンク登録内容変更届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、空き家・空き地台帳の登録内容を更新するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（空き家・空き地台帳の登録の抹消）

第6条 市長は、空き家・空き地登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家・空き地台帳の登録を抹消するものとする。

(1) 阿賀野市空き家・空き地バンク登録抹消申出書（第4号様式）の提出があったとき。

(2) 当該空き家・空き地に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 空き家・空き地バンクの登録の申込内容に虚偽があったとき。

(4) 空き家・空き地バンクの登録期間中において、空き家・空き地登録者による空き家・空き地の適正管理がなされないとき。

(5) 空き家・空き地台帳に登録後、2年を経過したとき。ただし、再度空き家・空き地バンクの登録の申込みがあったときを除く。

(6) 前4号に掲げるときのほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、空き家・空き地台帳から抹消したときは、その旨を阿賀野市空き家・空き地バンク登録抹消通知書（第5号様式）により空き家・空き地登録者に通知するものとする。

（空き家・空き地情報の公開）

第7条 市長は、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により、空き家・空き地に関する情報を一般に公開するものとする。ただし、空き家・空き地登録者が公開を希望しない情報については、この限りでない。

（空き家・空き地バンクの利用の申込み）

第8条 空き家・空き地台帳に登録されている空き家・空き地情報の提供を受けようとする利用希望者は、阿賀野市空き家・空き地バンク利用登録申込書（第6号様式）により市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による利用の申込みがあったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する者であると認めたときは、当該利用希望

者に関する情報を阿賀野市空き家・空き地バンク利用希望者台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録するものとする。

- (1) 空き家に居住し、又は定期的に滞在して、本市の自然環境、生活文化等を十分に理解・尊重し、地域住民と協調して生活しようとする者
- (2) 空き地に住宅を建築しようとする者
- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を阿賀野市空き家・空き地バンク利用登録（変更）完了通知書（第7号様式）により申込者に通知するものとする。

（登録事項の変更の届出）

第9条 前条第2項の規定による登録を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、阿賀野市空き家・空き地バンク利用登録内容変更届出書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の届出があった場合、速やかにその内容等を確認し、利用希望者台帳に記載するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（利用希望者の登録の抹消）

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するものとする。

- (1) 阿賀野市空き家・空き地バンク利用登録抹消申出書（第9号様式）の提出があったとき。
- (2) 第8条第2項各号に掲げる要件を欠く者と認められるとき。
- (3) 空き家・空き地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (5) 利用希望者台帳に登録後、2年を経過したとき（登録の更新があったときを除く。）。
- (6) 前各号のほか、市長が適当でないとして認められたとき。

2 市長は、前項の規定により、利用希望者台帳から抹消したときは、その旨を阿賀野市空き家・空き地バンク利用登録抹消通知書（第10号様式）により利用登録者に通知するものとする。

（空き家・空き地登録者と利用登録者の交渉等）

第11条 市長は、第7条の規定によるもののほか、必要に応じ、空き家・空き地登録者及び利用登録者に対し、空き家・空き地台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市長は、空き家・空き地登録者と利用登録者が行う空き家・空き地の売買又は賃貸に関する交渉及び契約について、直接これに関与しない。

3 前項の交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(交渉結果等の報告)

第12条 空き家・空き地登録者は、前条の交渉及び契約の結果を阿賀野市空き家・空き地バンク交渉結果報告書(第11号様式)により市長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第13条 空き家・空き地登録者及び利用登録者並びに空き家・空き地台帳又は利用希望者台帳の登録情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 空き家・空き地台帳及び利用希望者台帳から知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。

(2) 個人情報を市長の承諾なくして複製し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報をき損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。

(5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第29号)

この告示は、平成28年3月1日から施行する。

○阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金交付要綱（抜粋）

平成27年3月24日

告示第55号

（趣旨）

第1条 この告示は、阿賀野市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例（平成26年条例第22号）第13条の規定に基づき、地域交流拠点として空き家を活用するため及び空き家の売買又は貸借を行うために空き家の改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において交付する阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、阿賀野市補助金等交付規則（平成16年規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内において個人が居住を目的として建築し、現に居住していない建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）をいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。
- (3) 所有者等 空き家について所有権又は売却若しくは貸与を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 地域交流拠点 地域コミュニティの維持・再生を図る、又は地域活性化のために供する施設とする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 阿賀野市空き家バンク制度実施要綱（平成25年告示第207号）に基づき、空き家バンクに登録されている住宅の所有者等をいう。
- (2) 市税を滞納していない（市外在住者にあつては、現居住地の市町村税について滞納がない）者

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号の全てに該当する住宅とする。

- (1) 阿賀野市空き家バンク制度実施要綱に基づき、空き家バンクに登録されていること。
- (2) 阿賀野市下水道条例（平成16年条例第175号）及び阿賀野市集落排水処理施設条例（平成16年条例第180号）に規定する処理区域内の住宅については、既に下水道及び集落排水に接続している、又は改修工事において下水道及び集落排水に接続する住宅であること。

(3) 既に住宅用火災警報器が設置されている、又は改修工事において新たに設置する住宅であること。

(4) 過去にこの告示の規定による補助金の対象となっていない住宅であること。

(補助対象工事)

第5条 補助金の対象となる改修工事は、前条の規定により補助金の交付の対象となる住宅に係る改修工事であり、当該工事に要する経費が20万円以上のもののうち次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 住宅の修繕、補修、改修、一部改築及び増築のための工事

(2) 壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等住宅の模様替えのための工事

(3) 住宅への防犯用設備若しくはフェンスの設置等の防犯機能の付加又は強化のための工事

(4) 下水道への切替工事（台所、浴槽、便所等水回りの汚水をすべて下水道に接続する工事に限る。）

(5) 屋根の葺き替え工事

(6) 前各号に掲げるもののほか、改修工事で特に市長が認める工事

2 補助対象工事に要する経費は、総工事費から次に掲げる費用を除いた額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(1) 土地の購入費

(2) 工事用機械及び工具等の購入に関する費用

(3) 市の他の補助事業（阿賀野市安田瓦普及助成事業補助金交付要綱（平成23年告示第49号）に規定する事業を除く。）及び類似する利子補給等の対象工事部分の費用

(4) 前3号に掲げるもののほか補助対象工事として認められない費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、併用住宅について、屋根、外壁等住宅部分の改修に当たって非居住部分を含めた建築全体の工事が必要であるときの補助金の額は、当該工事に要する経費に居住部分の床面積を非居住用部分を含めた建築全体の床面積で除して得た数を乗じて得た額の2分の1に相当する額とし、50万円を上限とする。

3 前2項に規定する補助金の額に、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業着手前までに阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 固定資産（土地・家屋）課税明細書の写し又はそれに代わるもの
- (4) 工事見積書
- (5) 補助対象工事を行う住宅等の現状及び工事施工予定箇所の写真
- (6) 位置図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等
（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上補助金の交付又は不交付を決定し、阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）又は阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合又は事業が中止となった場合は、阿賀野市空き家リフォーム支援事業（内容変更・中止）届出書（第4号様式）に、その内容を説明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、変更の内容及び事業中止により交付決定額が変更となる場合を除き、省略することができる。

（変更交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査の上変更交付を決定し、阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

2 前項の通知は、交付決定額の変更がないときは、省略することができる。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象となった住宅の改修工事が完了した後、速やかに阿賀野市空き家リフォーム支援事業完了実績報告書（第6号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事代金請求明細書及び工事代金領収書の写し
- (3) 補助対象工事実施後の住宅等の現状及び工事施工箇所の写真
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の

2 第 1 項の規定による確認済証の写し（増築及び一部改築の場合）

(5) 廃材のリサイクル、処分等を適正に行った旨の報告書及びマニフェスト

(6) 売買契約書及び貸借契約書の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類等
(確定通知)

第 1 2 条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査の上補助金の額を確定し、阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金確定通知書（第 7 号様式）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第 1 3 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、阿賀野市空き家リフォーム支援事業補助金交付請求書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

(買主、借受人の制限)

第 1 4 条 申請者は、改修工事完了後に売却又は貸与する場合の相手は 3 親等以内の親族であってはならない。

(市内業者の利用)

第 1 5 条 申請者は、本市の地域経済の活性化のため、可能な限り市内業者の利用に努めるものとする。

(委任)

第 1 6 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

○阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例

平成19年12月18日

条例第59号

改正 平成24年6月25日

条例第26号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、阿賀野市における犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、その基本理念を定め、市並びに市民、自治会等、事業者、土地建物等所有者（以下「市民等」という。）及び関係機関の責務を明らかにするとともに、それぞれが役割を果たしつつ相互に連携して、市民並びに当市を訪れるすべての人々が安全で安心して暮らし、また、過ごすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全で安心なまちづくり 市並びに市民等及び関係機関が密接に連携して自主的な防犯活動を行うことにより、安全で安心して暮らすことができる阿賀野市の環境を整備することをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、勤務し、在学し又は滞在するものをいう。
- (3) 自治会等 地域的な共同活動を行うすべての団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 土地建物等所有者 市内に土地、建物等を所有し、占有し又は管理する者をいう。
- (6) 関係機関 市の区域を管轄する警察署、市内の公共施設を管理する公的機関、その他防犯協会等市内において防犯活動を行う公共的な団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識の下に、市、市民等、及び関係機関がその機能及び能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ密接に連携、協力することにより、安全で安心して暮らせる地域社会を築くことを基本理念として推進するものとする。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

第2章 市並びに市民等の責務

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を定め及び実施するよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定により施策を定め、その実施にあたっては、市民等及び関係機関と連携して行うものとする。

3 市は、第1項の施策を実施するにあたり、財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、自らの日常生活の安全確保に積極的に努めなければならない。

2 市民は、地域における犯罪を誘発する機会を減少させるよう努めるものとする。

3 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の責務)

第6条 自治会等は、基本理念に基づき、安全で安心なまちづくりの必要性について理解を深めるとともに、地域の実情に応じた安全で安心なまちづくりを推進するための自主的な活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 自治会等は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、その社会的責任を自覚し、安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員等関係者も含めた中で、安全で安心なまちづくりに関する理解を深めるとともに、市内に所有し、又は管理する施設及び市内における事業活動に関し、自主的に安全の確保に努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物等所有者の責務)

第8条 土地建物等所有者は、犯罪を誘発する機会を減少させるため、その土地建物等に係る安全な環境を確保するとともに、安全で安心なまちづくりを推進するため、適正な管理に努めなければならない。

2 土地建物等の所有者は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第3章 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための施策

(推進計画の策定及び推進体制の整備)

第9条 市は、基本理念に基づき、市、市民等、関係機関が連携して行う阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画を策定するとともに、その推進体制を整備するものとする。

2 市は、推進計画を策定及び変更するときは、阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議の意見を聴かなければならない。

(情報の提供)

第10条 市は、関係機関と連携して、犯罪等の発生状況、防止対策、その他の必要な情報を、迅速に市民等に提供するものとする。

2 市は、情報の提供にあたり、個人情報適正に取り扱うものとする。

(自主防犯活動の促進と自主防犯組織の育成及び支援)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりのため、市民等及び関係機関が行う自主的な活動及びそのための組織づくりに積極的な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、人材の育成に努めなければならない。

(土地、建物、施設における犯罪防止措置)

第12条 市は、道路、公園、駐輪場、駐車場、その他の公共施設の整備及び管理にあたっては、犯罪を誘発する機会を減少させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市以外のものが設置、又は管理する道路、駐輪場、駐車場、その他の施設、建物、土地等について、犯罪の防止に配慮した環境整備のための情報提供や助言又は指導を行うものとする。

(学校等及び通学路における防犯対策)

第13条 市は、市が設置する幼稚園、小学校、中学校等について、園児、児童、生徒の安全を確保し、犯罪を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を設置又は管理する者に対し、園児、児童、生徒等の安全を確保し、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう、情報提供や助言又は指導を行うものとする。

3 市は、通園又は通学の用に供する通学用道路若しくは日常的に園児、児童、生徒等が利用する公園、広場等の安全対策のため、市民等と連携し、防犯環境整備や見守り活動の推進等、必要な措置を講ずるものとする。

(要援護者への配慮)

第14条 市は、生活安全に関し高齢者、障害者、児童、女性等、特に援護を必要とする者に配慮した防犯施策を推進するよう努めなければならない。

(あいさつ運動の推進、実践)

第15条 市は、日頃から市民等のあいさつ運動を推進するよう努めなければならない。

2 市民等は、地域社会において、あいさつ運動の実践、地域の行事への参加等を通じて、良好な地域社会の形成に努めなければならない。

第4章 阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進運動月間の指定

(阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進運動月間)

第16条 市は、市民等の安全で安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるため、毎年5月を阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進運動月間として定め、安全で安心なまちづくりに関する意識の啓発、普及を図るものとする。

第5章 阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議 (設置)

第17条 安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第18条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第9条第1項の推進計画の策定及び変更について審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、安全で安心なまちづくりの推進に関する事項を調査、審議すること。

(組織)

第19条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 防犯協会関係者
- (3) 地域活動団体を代表する者
- (4) 事業者
- (5) 警察その他行政関係職員

第6章 補則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 26 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。